

福島県ブランド認証制度品目別認証基準（日本酒）

（目的）

第1条 この基準（以下「認証基準」という。）は、福島県ブランド認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項に基づき、福島県ブランド認証制度「日本酒」の認証に関し必要な基準を定めるものである。

（対象産品）

第2条 福島県ブランドとして認証する日本酒は、ふくしま産品であって次の各号に掲げるものとし、区分ごとに厳選、認証するものとする。

- (1)「大吟醸酒」：精米歩合が50パーセント以下の白米を原料とし、低温で発酵させて醸造した清酒（純米大吟醸酒を含む。）
- (2)「吟醸酒」：精米歩合が60パーセント以下の白米を原料とし、低温で発酵させて醸造した清酒（純米吟醸酒を含む。）
- (3)「純米酒」：醸造アルコールを使用せず、米、米麹及び水により醸造した清酒

（認証申請）

第3条 要綱第6条第1項の規定により、福島県ブランドの認証申請を募集する期間は、別に要領で定めるものとする。

- 2 前項の規定により認証申請を行う事業者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
 - (1)福島県ブランド認証制度（日本酒）認証申請書（様式第1号）
 - (2)福島県ブランド認証制度（日本酒）認証申請調書（様式第2号の1～3）
 - (3)福島県ブランド認証制度（日本酒）認証申請に係る誓約書（様式第3号）
 - (4)商業登記簿謄本
 - (5)その他知事が必要と認める書類

（申請要件）

第4条 要綱第6条第2項の規定により、福島県ブランドの認証を受けようとする事業者は、次の各号に適合しなければならない。

- (1)消費者からの意見、問合せ窓口及び苦情処理体制が整備されている。（顧客サービス面での信頼性）
 - (2)過去3年に、当該事業者として社会的に顧客等から信頼を失うような法令違反、又は食品安全上の事故がない。（法令遵守）
- 2 要綱第6条第2項の規定により、福島県ブランドの認証を受けようとするふくしま産品は、次の各号に適合しなければならない。
 - (1)3年以上の生産及び販売実績を有し、年間の生産量が吟醸酒は1,000リットル、大吟醸酒及び純米酒は2,000リットルを超えていること（生産状況）
 - (2)現在販売している数量を基礎として、5%以上の増産能力（余力）有する。（増

産能力)

- (3)生産(製造)に必要な食品衛生法の適正な手続きを得ていること(申請商品の生産に関する法令遵守)
- (4)販売に必要な食品衛生法、景品表示法等の適正な表示がなされていること(申請商品の表示に関する法令遵守)
- (5)仕込み水は、100%県内で生産されたものを使用していること(原材料の調達方法)
- (6)吟醸酒及び純米酒は、県産米を100%使用していること(原材料の調達方法)
- (7)主な原材料である米の生産履歴が整備され、水の成分検査においても異常が認められないなど、安全・安心が確認できること(生産履歴と成分検査)
- (8)製麹、貯蔵、瓶詰、商品化まですべての製造工程が認証を受けようとする事業者で行われていること(製造工程)

(第一次審査の方法)

第5条 要綱第7条第1項に規定する第一次審査は、第2条に規定する区分ごとに福島県ブランド認証制度日本酒選考鑑評会(以下「選考鑑評会」という。)及び企業・商品選考審査調書(様式第4号)により実施することとし、総合得点が100点以上の銘柄を第一次審査の通過と決定する。

2 選考鑑評会は、一般消費者、酒類販売(小売)関係者、飲食関係者等により次の事項について審査を行うものとする。

- (1)味覚審査(香り、味わい、喉ごしなど一般的味覚)
- (2)ラベルデザイン、ネーミング、パッケージ(外観評価)
- (3)その他必要と認められる事項

3 企業・商品選考審査は、経営方針・姿勢、経営・財務、生産・販売体制について審査するものとし、必要に応じて面接審査、現地調査を実施するものとする。

4 各審査に対する配点は、次のとおりとする。

- (1)選考鑑評会：第1位は50点、第2位は40点、第3位は30点、第4位は20点、第5位は10点とする。
- (2)企業・商品選考審査：経営方針・姿勢は80点、経営・財務は10点、生産・販売体制は10点とする。

(認証審査)

第6条 要綱第7条第2項に規定する認証審査は、前条に規定する第一次審査の結果及び福島県ブランド認証基準(日本酒)最終選考基準調書(様式第5号)に基づき、認証制度委員会において総合的な審査を行うものとする。

2 前項の規定に基づく認証審査の結果、総合得点が100点以上の銘柄を要綱第8条第1項に規定する認証産品と決定する。

(費用負担)

第7条 本認証基準に基づく審査に必要な申請及び現物審査に伴う現物の提供に要する経費は申請者の負担とする。なお、現物審査に用いた現物は返却しないものとする。

(補則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成18年12月11日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年9月19日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年10月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年8月31日から施行する。

様式第1号

福島県ブランド認証制度（日本酒）認証申請書

年 月 日

福島県知事 様

福島県ブランド認証制度品目別認証基準（日本酒）第3条第2項に基づき認証を申請します。

< 申請商品 >

審査NO

ふりがな		区分
銘柄		大吟醸酒 ・ 吟醸酒 ・ 純米酒
規格・容量		希望小売価格（税込み）
		円
商品の特徴・PR		

小売段階における商品の形態を記載してください。数種の形態がある場合は全て記載してください。

< 企業概要 >

ふりがな					
氏名又は名称					
ふりがな					
代表者の職・氏名					
住所又は所在地	〒				
連絡先	TEL	() -	FAX	() -	
ふりがな			E-mail		
担当者の職・氏名					
企業の沿革	創業	年 月 日			代表者の 経歴
	法人設立	年 月 日			
	資本金	千円			
人員構成	区分	男	女	計	主要生産 設備
	役員	名	名	名	
	常勤雇用	名	名	名	
	臨時雇用	名	名	名	
	計	名	名	名	
企業概要					

様式第2号の1

福島県ブランド認証制度（日本酒）認証申請調書（その1）

【申請要件に関するチェックリスト】

事業者要件

(顧客サービス) 消費者からの御意見、御問合せ窓口等のトラブル処理体制が整備されている	YES ・ NO
(法令遵守) 過去3年に、当該事業者として社会的に顧客等から信頼を失うような法令違反、又は食品安全上の事故がない	YES ・ NO

商品要件

(生産能力) 3年以上の生産及び販売実績を有し、年間の生産量が吟醸酒は1,000リットル、吟醸酒及び純米酒は2,000リットルを超えていること	YES ・ NO
(増産能力) 現在販売している数量を基礎として、5%以上の増産能力(余力)を有する	YES ・ NO
(申請商品の生産に関する法令順守等) 生産(製造)に必要な食品衛生法の適正な手続きを得ている (容器包装リサイクル法、廃棄物処理法、安全衛生法等を含む。)	YES ・ NO
(申請商品の表示に関する法令順守等) 販売に必要な食品衛生法、景品表示法等の適正な表示がなされている	YES ・ NO
(原材料) 仕込み水は、100%県内で生産されたものを使用していること	YES ・ NO
(原材料) 吟醸酒及び純米酒は、県産米を100%使用していること	YES ・ NO
(生産履歴と成分検査) 主な原材料である米の生産履歴が整備され、水の成分検査においても異常が認められないなど、安全・安心が確認できる	YES ・ NO
(製造工程) 製麹、貯蔵、瓶詰、商品化まですべて製造工程が申請事業者で行われている	YES ・ NO

以上のとおり申請内容に相違ありません。

年 月 日

福島県知事

住 所

(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏 名

(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職名・氏名)

様式第2号の2

福島県ブランド認証制度（日本酒）認証申請調書（その2）

(1)経営方針・姿勢

区分	内容	
経営方針	経営理念・方針を詳しく記載してください	
経営姿勢・意欲	会社を運営していく上で、意欲的に取り組んでいること又は注意していることを記載してください。	
顧客サービス体制	お客様からの苦情・意見に対してどのように対応しているか記載してください	
法令遵守	企業倫理（コンプライアンス）について現在の取組みを記載してください	
経営・技術の継続性	経営面、技術面ともに継承できる社内体制（調査、研究、研修制度等）について記載してください	
環境対策	社内の環境対策について記載してください	
県産素材の利活用	生産する日本酒全体に対しての県産米使用割合が何割あるなど、会社全体として県産素材にこだわっている部分・努力していることを記載してください	
主な受賞・顕彰歴等	有・無	【賞等の名称、内容、受賞時期等】

(2)経営・財務

経営指標	区分	3期前	前々期	前期	今期 (見込み)
	売上高				
	経常利益				
	自己資本比率				
	納税額				

(3)申請商品の生産・販売体制

生産・販売体制	区分	3期前	前々期	前期	今期 (見込み)
	生産量				
	販売量				
	販売額				
	生産能力	最大生産能力			
保有する権利	有・無	【権利の種別（商標権、特許権、意匠権等）・登録番号等】 「無」の場合の今後の予定			

様式第2号の3

福島県ブランド認証制度（日本酒）認証申請調書（その3）

選考対象商品

申請事業者名

1 安全・安心で高品質な製品であること

審査項目	具体的説明
a. 安全・安心に関する調査、試験、研究等を常に実施しているか	
b. 原材料の生産履歴により生産現場の検査、確認を行っているか	
c. 徹底した品質管理体制が整備されているか	
d. 品質を維持するための物流システムが構築されているか	

2 市場性・認知性が高いこと

審査項目	付帯説明
a. 全国的なコンクールにおいて優秀な成績を収めているか	
b. 全国（世界）に向けたPR活動を展開しているか	
c. 味覚に対する特徴は何か	
d. ラベルデザイン、ネーミング等の特徴は何か	
e. 价格的にアピールできるものはあるか	
f. 年間を通して安定的に供給可能か	

3 福島らしさ（自然、素材、実直）

審査項目	付帯説明
a. 浜通り、中通り、会津地方の自然、伝統との関連性はあるか	
b. 地元での販売状況はどうか	
c. 何か物語性を有しているか	
d. 福島県との関連性で特筆すべきものはあるか	

4 独自性（技術、技法）

審査項目	付帯説明
a. 全国的に優れた技術・技法が取り入れられているか	
b. アピールすべき独自の技術、技法により製造されているか	
c. 技術の維持・継承に努めているか	
d. 伝統的製造技術を活かしつつ試験、研究に取り組んでいるか	

5 環境への配慮

審査項目	付帯説明
a. 原材料に有機・特裁等の認証商品を使用しているか	
b. 製造工程時に発生する副産物（米糠、酒粕等）を有効活用しているか	
c. リサイクル瓶、リサイクル用紙を使用したラベル等を使用しているか	

福島県ブランド認証制度（日本酒）認証申請に係る誓約書

福島県ブランドの認証を受けた際には、福島県ブランド認証制度実施要綱に定める事項を遵守し、福島県ブランドの品位保持に努めるとともに、以下の事項について特に留意することを誓約します。

- 1 原則として、認証製品の流通、販売において、当該認証製品が福島県ブランドとして認定されたものであることを表示すること。
- 2 県内外の消費者及び流通関係者に対して積極的な情報発信を行うことにより、認定品及び福島県ブランドの周知普及に努めること。
- 3 認証製品の出荷量、流通状況及び消費動向については随時把握に努めること。
- 4 認証製品の計画的な生産・製造又は提供及び適正な品質管理並びに関係書類の整理保管に努めること。
- 5 認証製品の生産・製造、流通及び販売等において、当該認定品に係る事故又は苦情等が発生したときは、自らがその責任を負い、当該事故等の解決に向けて誠実に対処すること。

年 月 日

福島県知事

住 所

（法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地）

氏 名

（法人、団体の場合は、名称及び代表者の職名・氏名）

企業・商品選考審査調書

【評価基準】

(1)経営方針・姿勢(配点:80点)

区分	審査項目	評価(ポイント)
経営方針	明確な経営方針と県を代表するに足る資質を有する	10・8・6・4・2
経営姿勢・意欲	ブランド認証制度の趣旨を理解し全国・世界に向けた販路拡大に意欲がある	10・8・6・4・2
顧客サービス体制	お客様窓口など、より具体的にお客様の苦情・意見に対応できる体制がある(体制の整備度)	10・8・6・4・2
法令遵守	常に法令違反等の発生を防止する体制が整備され、企業倫理が高い(コンプライアンス)	10・8・6・4・2
経営・技術の継続性	経営面、技術面ともに継承できる社内体制(調査、研究、研修制度等)がある	10・8・6・4・2
環境対策	ISO14001の取得など環境に配慮している	10・8・6・4・2
県産素材の利活用	県産原料の利活用に努力している	10・8・6・4・2
主な受賞・顕彰歴等	【賞等の名称、内容、受賞時期等】	10・8・6・4・2

採点方法:最良=10又は5、やや良=8、普通=6又は3、やや劣る=4、劣る=2又は1

(2)経営・財務(配点:10点)

経営指標	区分	3期前	前々期	前期	今期(見込み)	評価(ポイント)
	売上高					
	経常利益					
	自己資本比率					
	納税額					

採点方法:県全体の増減率(県平均)を基準として、増加傾向=10、横ばい=6、減少傾向=2

(3)申請商品の生産・販売体制(配点:10点)

生産・販売体制	区分	3期前	前々期	前期	今期(見込み)	評価(ポイント)
	生産量					
	販売量					
	販売額					
	生産能力	最大生産能力				

保有する権利:有・無 【権利の種別(商標権、特許権、意匠権等)・登録番号等】
「無」の場合の今後の予定

採点方法:県全体の増減率(県平均)を基準として、増加傾向=10、横ばい=6、減少傾向=2

区分	評価
(1)経営方針・姿勢(配点:80点)	
(2)経営・財務(配点:10点)	
(3)生産・販売体制(配点:10点)	
小計	/100
日本酒選考鑑評会順位ポイント	
総計	/150

【選考方法】

100点以上 第一次審査通過
100点未満 第一次審査不通過

第一次選考結果	
通過	不通過

様式第5号

福島県ブランド認証基準日本酒最終認証基準調書

選考対象商品

申請事業者名

1 安全・安心で高品質な商品であること(配点:20点)

審査項目	委員審査	付帯説明
	評価(ポイント)	
a.安全・安心に関する調査、試験、研究等を常に実施している	5・4・3・2	
b.原材料の生産履歴により生産現場の検査、確認を行っている	5・4・3・2	
c.徹底した品質管理体制が整備されている	5・4・3・2	
d.品質を維持するための物流システムが構築されている	5・4・3・2	

2 市場性・認知性が高いこと(配点:50点)

審査項目	委員審査	付帯説明
	評価(ポイント)	
a.全国的なコンクールにおいて優秀な成績を収めている	5・4・3・2	
b.全国(世界)に向けたPR活動を展開し、一定の知名度がある	5・4・3・2	
c.味覚に対する評価が高い	5・4・3・2	
d.ラベルデザイン、ネーミング等の評価が高い	5・4・3・2	
e.申請商品の価格帯が値頃感があり市場性が高い	5・4・3・2	
f.年間を通して安定的(欠品率が低い)に流通している	5・4・3・2	
g.選考鑑評会において味覚に対する評価が高い	10・8・6・4	選考鑑評会第 位
h.選考鑑評会においてラベルデザイン、ネーミング等の評価が高い	10・8・6・4	選考鑑評会第 位

3 福島らしさ(自然、素朴、実直)(配点:30点)

審査項目	委員審査	付帯説明
	評価(ポイント)	
a.商品を通して福島県がイメージできる	10・8・6・4	
b.浜通り、中通り、会津地方の自然、伝統に育まれた商品である	10・8・6・4	
c.地域住民に支持され、愛飲されている	5・4・3・2	
d.物語性を有している	5・4・3・2	

4 独自性(技術、技法)(配点:20点)

審査項目	委員審査	付帯説明
	評価(ポイント)	
a.全国的に優れた技術・技法により製造されている	5・4・3・2	
b.独自の技術、技法により製造されている	5・4・3・2	
c.技術の維持・継承に努めている	5・4・3・2	
d.伝統的製造技術を活かしつつ試験、研究に取り組んでいる	5・4・3・2	

5 環境への配慮(配点:20点)

審査項目	委員審査	付帯説明
	評価(ポイント)	
a.原材料に有機・特裁等の認証商品を使用している	10・8・6・4	
b.製造工程時に発生する副産物(米糠、酒粕等)を有効活用している	5・4・3・2	
c.リサイクル瓶、リサイクル用紙を使用したラベル等を使用している	5・4・3・2	

採点方法(全項目共通):審査項目に合致しているもの=10又は5、
やや合致しているもの=8又は4、やや不合=6又は3、不合=4又は2

区分	最終評価
1 安心・安全で高品質な商品であること	
2 市場性・認知性が高いこと	
3 福島らしさ(自然、素朴、実直)	
4 独自性(技術、技法)	
5 環境への配慮	
計	/ 140

【決定方法】

100点以上 認証商品
100点未満 非認証商品

最終選考結果

認証商品 ・ 非認証商品

審査過程における委員のコメント